

連の歩み

結成まで—

東京に青年税理士連盟生
設立当初は先輩諸兄から、面と
会員相互の親睦、税理士会の発
展強化、税法その他の研修、この
三つの目的を旗印しに開業間もなく
い青年税理士たちが、お互に仲間
に呼びかけ合い、つれ立って市ヶ
谷駅前の私学会館で「東京青年税
理士連盟」を発足させたのは今か
ら七年前、昭和三十六年二月のこと
とでした。

東京青税連
初代会長 関本和幸

—めざえ—

の作成に始まって、自民党財政部会の税理士問題小委員会における審議開始、さらに政調審議会、総務会での審議、閣議決定、衆議院大蔵委員会での審議等々、まさに「法改正に明け、法改正に暮れ」た感でした。

この法改正推進運動、あるいは法改悪反対運動に、青税連の会員

法改正運動に明け暮れ
特に、昭和三十九年、税理士法改悪反対運動に際しての実行力ある活動は、税理士制度発展の歴史の一ページをかざるものといえます。顧みますと、この年は税理士業界にとって「税理士法改正」問題に関して實に多事多難な年でした。すなわち、税制調査会による税理士法改正案を綱領の答申による税理士法改正案にもう一度の名を知らしめることとなりました。

法改正運動に明け暮れ

「青税連」のこの地味な、そして知的な行動力は、その後、数年を経てようやく識者の知るところとなり、東京税理士会、日税連の内部はもとより、大蔵省、国税庁、さらには多数の国会議員にもその名を知らしめることとなりました。

向って、あるいは陰で「屋上屋を重ねるものだ」、「分派活動だと批判され、たたかれ、絶えず白眼視されていましたが、同じ世代の同じ環境にある青年税理士の投げかけた、ひとしづくの水は小さな波からだんだんと大きな輪になりました。

ドホテルに泊り込みで資料を整理するなど誠にめざましい活躍ぶりでした。

一呼びかけ一

法改正後の問題点

高まる全国組織運動

は、東京・大阪の青税連が積極的に取組まねばできないことだったので、この組織化の問題に焦点を合わせると、前述のようなことは解決できるのではないかとおもいました。

年間、子余曲折の末、昨年「青税連」が全国的な組織として発足で、きたことは誠に感深いものがあります。

青税連の動きは単に東京とか大阪だけのものでは日税連や対外的にアッピールできるものではあります。一人でも多く、一会でも多くこの組織に参加し、倦まず、

さて 東京の青年税理士連盟の初期は、法改正運動を契機として全国に伝わりました。大阪・京都・神奈川・福岡・名古屋と各地で相次いで「青税連」が結成され、やがて全国的な組織にしたいとの声も出てきました。東京では、昭和三十八年の事業計画の中に、すでに「全国青年税理士連盟(仮称)の発展強化を計る」を掲げておりましたがが機未だ熟さず、その後数

は率先して日税連の運動方針に従い情熱をもって、租税制度近代化の一貫としての納税者擁護の税理士制度の改善に努力いたしました。ある者は「夜うち朝がけ」で議員を説得し、あるものはグランドホテルに泊り込みで資料を整理するなど誠にめざましい活躍ぶりでした。

「税理士法改正案」は廃案となりましたが、この時から再び税理士の困難な歴史が開始されたのです。私達は近代的税理士制度の改善の時は現時点であり、改善すべき力は青税連であることを自覚し、積極的なアクティブな税理士会へ脱皮するよう、より一層努力しようではありませんか。

撓まず、朗らかに、お互に肩をな
たき合って明日への歩みを続けよ
うではありませんか。

は、東京・大阪の青税連が積極的に取組まねばできないことだった。この組織化の問題に焦点を合わせると、前述のようなことは解決できるのではないかかと思いました。

全国組織を推進するということ

うに思います。この多少の
運営ということが第二に私
ねばならないことでした。

後派の人々と多少考
ます。こういうこ
士法改正反対運動の
士の考え方にもある

業界でそういうのですから、戦中派と純然たる戦後派の人たちとの間の考え方の相違は、一口にいうと戦中派は何か悲壮感というか、切角得たこの平和を何としても守りとおそうといういちばんどころがあるように思われ、純然たる戦

掲まず、朗らかに、お互に肩をたたき合って明日への歩みを続けようではありませんか。

ん。このよな声を全国的には常に反映するためにも、青税連の全国組織は絶対的に必要と考えます。若い会員が手さぐりで、自己の業務をおぼえ拡大していくには余

東京地方会の青税連の諸君のよ
うに、全国青税連自体無用である
かのような考え方の諸君も、また
いないわけではありませんので、
この組織化は可成りむづかしかつ
たのです。歴史はぐいぐいと、猛
烈な早さで流れていきます。昭和
三十五、六年頃一万番の登録者が
現在では二万台に乗っています。
この二万に近い職業会計人のうち
の三分の一近くが既に法改正運動
以後の会員です。そのためか、税
理士法の矛盾とか、税理士業界の
沈滯した姿とかについて批判はあ
っても具体的に表われてきませ

全国青税

—法改正から

全国の会員の苦しみを解決するには、物質の面、精神の面からみて、どうしても若い人たちの団結が必要です。こんなことを考え私は、大阪合同会の会員の諸君や、長野、松本などの会員に呼びかけもしました。しかしこの組織化はなかなか進みませんでした。東北に盛岡、福島を中心とした若い会員の集まりがあることは知りましたが、連絡の方針と人がわからなかつたということもあります。四国のこと、私たちはまだまだわからぬことばかりでした。

りに時間がかかり過ぎます。そういう中で、周囲の状況は一変してしまいます。

したことを思い出す。あの時の感激、あの時の連帯感が、今日の青税連の全国組織に発展するもとにもなったのであらうか。われわれの運動は、その間に波は時に高く、時に低くなっていた。横浜・田中・中山・南・石川君たちとの連なりも大切にしたいと思う。

波は時に高く、時に低く
話は前後しますが、大阪の中村君・中島君、京都の田所君、奈良の寺脇君たちの招きで宝塚近くの桂太郎の妾宅とかいうホテルで、飯冢兄弟事務所について話を

ようと思える。この差を少なくするためにも、税理士会、青税連の全国組織が必要だと思う。全国組織委員としての私の責任はその意味でなかなか終らないかも知れない。

結成準備

東京青税連

第三代会長 天野良雄

全国青税連の組織結成は、わが國税理士界史上、正に特筆すべき事件といつても過言ではない。どちらかといえば、動脈硬化的現象を呈しているわが國税理士界にとって、全国青税連の誕生は、新しい強靭な大動脈を得た感がある。

全国青税連は、今後の重要な役割を十分に認識し、次代を背負う業界の中核たる使命に燃えて、ダインミックに活動して貢いたい。税理士界には、従来、それが欠缺しており、そのためそれが緊急に必要とされているのである。

世話人浜松で初会合

およそ全國組織の筋組とともに、そ
う簡単には事が運ばないものである。

税理士界には、従来、それが欠缺しており、そのためそれが緊急に必要とされているのである。

しかしながら、今回の全国育種連の結成は、これらの諸問題を早急に解決することとなる。税理士界は、今や重要な曲り角

この団結は、青年でなければできないことであるが、実業界や、弁護士などの業界に比して、時期的にも遅く、行動的にも未だ不活性である。

青年税理士は、もともと、地域的に分割され、いわば封じ込まれた不利な環境下にあって、その隙壁を破つて手を握りあつた同志の集りである。

にも劣るような試行錯誤に対する躊躇を大胆に捨て去ろう。青年税理士の名に恥じぬよう。

理論的に、抽象的に、完璧なものを探求するあまり、大事なタイミングを失ってはならないのである。また、全国青税連は、試行錯誤を恐れてはなるまい。小さな子供

初代代表幹事 前田宣久

全國青稅連

誕生

あえて、いま一層の奮起を促す
次第である。

にさしかかっている。
今後の浮沈、盛衰が、かかる
青年税理士の双肩にあることは、
丁度「竜馬が行く」幕末維新の時
代にもなぞらえる」とがでさう。

にさしかかっている。

の青年税理士の深い理解と協力もとに根を下ろし、税理士業界展の話し合いの場になり、知識涵養、会員相互の親睦を計るべく、今後の活動に力を尽くすと共に、国青年税理士の格別の御支援を願い致す次第です。

分派的言動におちいりやすいもので、願わくば、全国青年税理士連盟は、あくまでも若き税理士諸君の研究と親睦の場として発展しことににおいて研究した産物が、将来的の税理士及び、税理士制度の発展の礎たらんことを切望します。

一人の人間の力には限度がありますが、一人の人間の力の集約された能力は、偉大な能力となって表面化するものです。これこそが人間的組織の眞髓といえるでしょう。

公益的性格が強く、管理者的立場にある税理士としては、社会一般から、信頼される人間像でなければなりません。それには人間味

あります。顧むれば、全国青年税理士連盟が将来ます組織の研修こそが本来の姿であるとここにおいて研究した産物が、将来的の税理士及び、税理士制度の発展の礎たらんことを切望します。

一人の人間の力には限度がありますが、一人の人間の力の集約された能力は、偉大な能力となって表面化するものです。これこそが人間的組織の眞髓といえるでしょう。

公益的性格が強く、管理者的立場にある税理士としては、社会一般から、信頼される人間像でなければなりません。それには人間味

あふれる指導性が強調されます。個人個人の人格形成を基礎として、その上に立って若き能力の組織的研修こそが本来の姿であると強く感じます。

全国青年税理士連盟が将来ます組織を拡充され、大なる若き能力が集約されたあつきには、税理士の社会的評価も一段と高まるものと信じます。

全国青年税理士連盟の発展を行つて、

鹿児島県三区選出、当選一回、前福岡通産局長、現国会対策委員、商工委員、災害対策特別委員

「若い力」を結集して

参議院議員（日本社会党）

野々山一三

ここにおいて研究した産物が、将来的の税理士及び、税理士制度の発展の礎たらんことを切望します。

一人の人間の力には限度がありますが、一人の人間の力の集約された能力は、偉大な能力となって表面化するものです。これこそが人間的組織の眞髓といえるでしょう。

公益的性格が強く、管理者的立場にある税理士としては、社会一般から、信頼される人間像でなければなりません。それには人間味

あります。顧むれば、全国青年税理士連盟が将来ます組織を拡充され、大なる若き能力が集約されたあつきには、税理士の社会的評価も一段と高まるものと信じます。

全国青年税理士連盟の発展を行つて、

鹿児島県三区選出、当選一回、前福岡通産局長、現国会対策委員、商工委員、災害対策特別委員

青年税理士諸君に期待する

日本税理士会連合会
会長 前田幸藏

受けたものですが、あの熱心な、しかも行動的な活動の中心は何と受けたものですが、あの熱心な、しかも行動的な活動の中心は何と
いっても若い税理士さんで、そこ
に新しい芽がある」と私どもを
注目させたのです。それが、実
際を完成したというが、去年
の暮だというの私は、私にとって一寸
驚きです。

それは他でもないが、私が議員として税理士のみなさんとのおつき合いがはじまつたころといえばあの「税理士法の改正」の闘いの時です。私どもの経験のなかでは稀に見るほどの大がかりな陳情を

日頃、税理士業界の発展のため、積極的に努力されている全国の青年税理士諸君に対し、紙上をかりて敬意を表するものであります。ご承知のとおり、ここ数年税理士業界は、目まぐるしい変転をしており、特に昭和三十九年の税理士法改正問題以来、息つく暇もない速さで推移する経済社会の中にあって、自らの主体性と近代的税理士制度の確立のために渾身の努力を続けてまいっております。

現在、日税連が当面している税理士法改正問題、商法の監査役制度に関する問題、納稅者の権利救濟制度に連なる租税審判所設置について、業界の伸長を左右する重要な問題であり、ひとり日税連の執行部のみで解決できる問題ではなく、全国会員の強力な支援と、特に行動力のある青年諸君の全面的な協力によって、初めて頂いていることは、私の生涯に亘りますが、同時に、その責任の重

じます。

その意味で私は、從来にもまして全国の青年税理士諸君とひざをまじえてお話をし、またお願ひすべき立場にあるのですが、なかなかその機会が得られません。

税理士制度をより権威ある立派なものにする方途は、税理士個々の日頃の職能技術の研修はもとより、中小企業に対する具体的、かつ積極的な、広泛な指導援助を活性化することにあることはいうまでもありません。

若い諸君は、常に社会の耳目を集め立場にあります。諸君の活躍がわが国の民主税制の推進力となり、中小企業の近代化発展への原動力となるものであることを改めて自覚してもらいたいと思います。全国会員の秩序ある行動のもとに、理想的な税理士制度を確立し、わが国経済の一翼を担う最も権威ある税理士業界にするために私は更に一層の努力を惜しまないものであります。

ある意味では、「税理士」の社会的・経済的・企業的地位を、本当に意味で高めて行く最もよい機会ではないでしょうか。

いま、業界のいろいろな会合に出てしみじみ思われるのは、『あの頭の人』が会の中心的地位に配され、十二分の活動をしておられるということです。重ねて敬意を表する気持ち一杯です。

ボンドの切下げ、ドルの危機、防衛策強化などは、財政硬直化打解のための諸策と共に企業に及ぼす影響は大変なもので、こうした時期に、職業会計人としての税理士さんの果すべき役割は大きなものがあると思います。

「若い力」が、職業会計人の今 日と将来的繁榮と発展の原動力として、一層発展せんことを望んで止みません。

これからみなさんのための税理士法改正で、社会保険労務士法の制定など直接の課題が一杯ある時です。

「若い力」が、職業会計人の今日と将来的繁榮と発展の原動力として、一層発展せんことを望んで止みません。

各

部

だ

よ

り

初年度事業計画と運営方針

税理士会の発展強化を目指す夢多い青年のための青年の組織が誕生した。「全国青年税理士連盟」。この名を求めて、このためにどれ程多くの青年たちが、東奔西走してきたことか。

組織はできた。さあ、活動だ。未来に強い期待と信念をもつ青年の集まりを、眞に全国の友のためのものにしなければならない。以下、初代執行部の抱負を聞こう。

規約第十五条によつて会費の徴収事務、予算決算の事務を行ないます。本年度は、初年度のため正式に予算が決定されていないので、次年度から軌道にのるとおもいますが、会の活発な活動と共に、財政面の充実の必要性は言をまたない処でありますので組織の拡充と共に協力を願いたいです。

第四は、総会役員会に関する事項ですが、本年度第一回総会開催については、七月十六日、十七日京都において、研究部、厚生部共同で開かれることに決定され、設営については目下大青税の準備委員二十名の諸先生方が担当され

一、研修方法
総会（講師招聘）
会報掲載（論文募集）
二、研究議題
(1) 税理士制度のあり方
(2) 税法改正点の研究発表
(3) 審査事案及び租税審判の判決発表
(4) 税理士事務所の経営合理化
(5) 経営、商法、経済、その他の研究発表

な場であり、これの運営は重要であると同時に、有意義なものであります。

全国青年税理士連盟の研修は金面、地域的に諸々困難な点が考えられ、その実質的な運営は、困難であるが、次の考え方で計画を進めたいと思いますので、会員諸兄のご理解とご協力を願いいたします。

あります。何分にも地域的にも離れていることですし、各地区の幹事及び各部と連絡を密にしてお預りする次第です。

最後は、他の部に属さない項目であります。何分にも地域的にも離れていることですし、各地区の幹事及び各部と連絡を密にしてお預りする次第です。

あります。何分にも地域的にも離れていることですし、各地区の幹事及び各部と連絡を密にしてお預りする次第です。

あります。何分にも地域的にも離れていることですし、各地区の幹事及び各部と連絡を密にしてお預りする次第です。

地域担当制で組織拡大

名実ともに全国組織へ

総務部長

桑 原 裕

総務部

私は本年度の総務を担当することになりましたので、総務部としての仕事について述べさせて頂きます。

先ず第一に組織の拡充であります。現在のところ、東京、名古屋、大阪の三会のみで発足したわけですので、未参加の各地区に対し、各単位会の結成と全国組織への加入について、積極的に働きかけ、文字どおり全国青税連としたので、各単位会で手分けして推進したいと思います。その分担は

運営上の難点克服

総会、会報を通じて

研究部

研究部長

岡 部 辰 一

大阪合同・中国・四国・北九州・南九州であります。

どうか会員諸兄の中、未組織の地区的青年税理士と親交のある方がございましたら、前述の目的達成のため、協力下さるようお願ひ致します。

第二は、各単位会との連絡、資料及び情報の交換であります。目下社労問題・商法改正に伴う監査問題、税理士法改正問題等、

われわれは、「常に知性を磨き、品位の向上と、税理士会の発展、税理士の地位向上のために寄与す

る」。これが青年税理士連盟が各

我々の身近に起きている種々の問題について、各会の動勢を連絡し合うことがあります。

第三は、経理を担当します。本会は特に経理部を独立させていな

いため、総務部で担当するわけで

私共は知識を広め、お互がどんな小事でも、研修し合うことがあります。

全国青年税理士連盟の研修は、高度の知識を修めるに非常に推奨

ます。

そこで、第一回の論文募集をく会員より論文募集をなし、会報に掲載し会員の声を聞きたいと思います。

そこで、第一回の論文募集をし、次の身近な問題点について研修を行ないますので、会員多数応募をお願いします。

そこで、第一回の論文募集をし、これまでないことがあります。会員諸兄が各連盟ごとに、あるいはグループごとに、また機会をとらえ研修を重ねていることは知るところであり、その努力に対しても敬意を表するものであります。

二、私の事務所の運営はこうしてきました。

三、審査事案の実例とその判決

四、その他

名古屋・東海・北陸

東京・北海道

東京・東京地方・関東信越・東北

□□□□□ 親睦のパイプを一本に

実現したい全国野球大会

厚生部長 横山泰典

厚生部

われわれ青年税理士が、待望して全国の組織が誕生して日は浅い。「研鑽と親睦」の趣旨が全く同じである、東京・名古屋・大阪の各連盟が、東名道路と名神高速道路よりも早く一本のベルトで、しっかりとつながったことは誠に意義深いものがある。このベルトは、更に東北へ、そして九州・四国へと道脈を伸ばして、一本の道とひとつの広場を作ろうと、われわれはいま考え方共にしてい

る。離れてはいても、われわれはいま「税理士」という同じ職業の広場にいるのであるが、互に顔を見合わせ、親しく語り合える機会には、なかなかめぐり会えないのが現美である。全国青税連・厚生部は親睦のパイプをこの一本の道脈に埋めたいと願願する。

東京青年税理士連盟では、初笑い大会などを開催すると聞く。大阪合同青年税理士連盟では、家族ぐるみの大運動会を開催するなど各連盟の厚生活動は活発なものがありますが、年に一、二回は全國の友人諸兄が親睦を中心と交換する機会を是非作りたいと思う。廣域的な親交は全青税の発展に不可欠なことはいうまでもない。

われわれ青年税理士が、待望して全国の組織が誕生して日は浅い。「研鑽と親睦」の趣旨が全く同じである、東京・名古屋・大阪の各連盟が、東名道路と名神高速道路よりも早く一本のベルトで、しっかりとつながったことは誠に意義深いものがある。このベルトは、更に東北へ、そして九州・四国へと道脈を伸ばして、一本の道とひとつの広場を作ろうと、われわれはいま考え方共にしている。離れてはいても、われわれはいま「税理士」という同じ職業の広場にいるのであるが、互に顔を見合わせ、親しく語り合える機会には、なかなかめぐり会えないのが現美である。全国青税連・厚生部は親睦のパイプをこの一本の道脈に埋めたいと願願する。

東京青年税理士連盟では、初笑い大会などを開催すると聞く。大阪合同青年税理士連盟では、家族ぐるみの大運動会を開催するなど各連盟の厚生活動は活発なものがます。離れてはいても、われわれはいま「税理士」という同じ職業の広場にいるのであるが、互に顔を見合わせ、親しく語り合える機会には、なかなかめぐり会えないのが現美である。全国青税連・厚生部は親睦のパイプをこの一本の道脈に埋めたいと願願する。

東京青年税理士連盟では、初笑い大会などを開催すると聞く。大阪合同青年税理士連盟では、家族ぐるみの大運動会を開催するなど各連盟の厚生活動は活発なものがます。離れてはいても、われわれはいま「税理士」という同じ職業の広場にいるのであるが、互に顔を見合わせ、親しく語り合える機会には、なかなかめぐり会えないのが現美である。全国青税連・厚生部は親睦のパイプをこの一本の道脈に埋めたいと願願する。

東京青年税理士連盟では、初笑い大会などを開催すると聞く。大阪合同青年税理士連盟では、家族ぐるみの大運動会を開催するなど各連盟の厚生活動は活発なものが

△七月十六日 P.M. 八時、自由行動で、ぎおん祭宵山を四条通で見物するなどして市内観光。

七月十七日 A.M. 九時、鳥丸御池通で舞巡行を観覧、正午散会費用概算——宿泊料、宴会、ぎおん祭観覧券代共、七五〇〇円

位の予定。

詳細は追って各会員の皆さまに現させたい事業計画の一つかつである。全青税に、ヒマラヤ遠征隊を結成させるくらいの意気込みが必要であろうとも夢に考えている。

本年度は、残る日も少なく、会員諸兄への連絡や、予算の関係上残念ながら実施には難点があるので、来る定期総会（京都）の当日が丁度きおん祭にも当たるので一部厚生事業を兼ねて行なう予定であります。

なお、趣味のグループも序々に全青税の中に生まれてくることと想いますので、趣味に特技のあるリーダーを、推せん下さるようお願いします。

詳細は追って各会員の皆さまにご通知しますから、総会と共に多数ご参加下さいますようお願いします。

詳細は追って各会員の皆さまに

ご通知しますから、総会と共に多

数ご参加下さいますようお願ひし

ます。

詳細は追って各会員の皆さまに

ご通知しますから、総会と共に多

全国連税青



大青税发展の足跡

権益擁護に大きな役割果たす

徳田 賢次

その経過

◇大阪青年税理士クラブの誕生

元大阪国税局管内には、大阪、近畿、関西、神戸、京都の五税理士会が存在していたのであるが、

その内、旧大阪税理士会内の青年有志が集まり、当時旧大阪会の二百数名の青年に呼びかけ、昭和三

十九年一月十八日、青年税理士懇談会を持ったのである。

当時、私達青年税理士は税理士会に入会し、独立開業しても、年

一、二回の地域部会の懇親会に顔を出すだけで、全く同業者としての協調性、連帶性にかけ、地域部会内同業者の年令のへだたりの大きさ、事務所基盤の大小いろいろの要因の入りこんだ中で、一人いたわけである。一旦青年税理士懇談会の呼びかけがなされるや、二百通の案内状に対し出席者四十四名、他に賛同者三十名、計七十四名と大変な反響があった。その

◇大阪青年税理士クラブの誕生

元大阪国税局管内には、大阪、近畿、関西、神戸、京都の五税理士会が存在していたのであるが、

その内、旧大阪税理士会内の青年有志が集まり、当時旧大阪会の二

百数名の青年に呼びかけ、昭和三

十九年一月十八日、青年税理士懇談会を持ったのである。

当時、私達青年税理士は税理士会に入会し、独立開業しても、年

一、二回の地域部会の懇親会に顔を出すだけで、全く同業者としての協調性、連帶性にかけ、地域部会内同業者の年令のへだたりの大きさ、事務所基盤の大小いろいろの要因の入りこんだ中で、一人いたわけである。一旦青年税理士懇談会の呼びかけがなされるや、二百通の案内状に対し出席者四十四名、他に賛同者三十名、計七十四名と大変な反響があった。その

会員数	現在
43. 6. 1	380名
代表幹事	森金次郎

◇京都青年税理士クラブ同時に発

大阪青年税理士クラブ発足の影

響は京都においても心ある青年税

理士を動かし、昭和三十九年六月

一日に発起人会を設け、同年六月

二十日、京都青年税理士クラブの

設立総会が開催された。

大阪合同青年税理士連盟と京都

青年税理士クラブとの合同なる

懇親会において旧大阪、近畿、

関西、神戸、京都が合同した年に

時同じうして、同じ目的を持った

青年税理士の会が大阪と京都に発

足したのであるが、両会共々より

広く親睦と研鑽の実をあげるた

め、また税理士の品位と地位の向

上のため、一年間の実績の上にた

て合同することがより有意義で

あることを認め合い、昭和四十年

七月十日、新たな大阪合同青年税

理士連盟を発足させた。前の大阪

合同青年税理士連盟は大阪支部

に、京都青年税理士クラブは京都

から來からの懇親会事項であった大阪局

◇大阪合同青年税理士連盟の発足

◇大青税の分掌と運営

大青税の目的である会員相互の

親睦と研鑽の実をあげ、会員の地

位と品位の向上のための諸活動を

組織的、かつ円滑に運営するた

め、次の各部がそれぞれの任にあ

たたた。

1 諸会議の準備開催

2 大阪合同税理士会各部委員会

及び他会との協議連絡

3 会員名簿の作成、入会の斡旋

その他会員に関する事項

4 文章の発受及び整理保管並び

に会計

1 会員の親睦各種リクリューションの開催

2 会員の保険、慶弔等に関する事項

3 会員の親睦各種リクリューションの開催

4 会員の親睦各種リクリューションの開催

5 会員の親睦各種リクリューションの開催

6 会員の親睦各種リクリューションの開催

7 会員の親睦各種リクリューションの開催

8 会員の親睦各種リクリューションの開催

9 会員の親睦各種リクリューションの開催

10 会員の親睦各種リクリューションの開催

11 会員の親睦各種リクリューションの開催

12 会員の親睦各種リクリューションの開催

13 会員の親睦各種リクリューションの開催

1 新規税理士業務開業者に対する助言

2 税理士業務等経営の合理化、簡素化の研究

3 外部講師による講習会

4 関係官公署への照会

5 研究事項の資料蒐集、配布

6 経営相談部

7 勉強部

8 会員登録部

9 会員登録部

10 会員登録部

11 会員登録部

12 会員登録部

13 会員登録部

14 会員登録部

15 会員登録部

16 会員登録部

17 会員登録部

18 会員登録部

19 会員登録部

20 会員登録部

21 会員登録部

22 会員登録部

23 会員登録部

24 会員登録部

25 会員登録部

26 会員登録部

27 会員登録部

28 会員登録部

29 会員登録部

30 会員登録部

31 会員登録部

32 会員登録部

33 会員登録部

34 会員登録部

35 会員登録部

36 会員登録部

37 会員登録部

38 会員登録部

39 会員登録部

40 会員登録部

41 会員登録部

42 会員登録部

43 会員登録部

44 会員登録部

45 会員登録部

46 会員登録部

47 会員登録部

48 会員登録部

49 会員登録部

50 会員登録部

51 会員登録部

52 会員登録部

53 会員登録部

54 会員登録部

55 会員登録部

56 会員登録部

57 会員登録部

58 会員登録部

59 会員登録部

60 会員登録部

61 会員登録部

62 会員登録部

63 会員登録部

64 会員登録部

65 会員登録部

66 会員登録部

67 会員登録部

68 会員登録部

69 会員登録部

70 会員登録部

71 会員登録部

72 会員登録部

73 会員登録部

74 会員登録部

75 会員登録部

76 会員登録部

77 会員登録部

78 会員登録部

79 会員登録部

80 会員登録部

81 会員登録部

82 会員登録部

83 会員登録部

84 会員登録部

85 会員登録部

86 会員登録部

87 会員登録部

88 会員登録部

89 会員登録部

90 会員登録部

91 会員登録部

92 会員登録部

93 会員登録部

94 会員登録部

95 会員登録部

96 会員登録部

97 会員登録部

98 会員登録部

99 会員登録部

100 会員登録部

101 会員登録部

102 会員登録部

103 会員登録部

104 会員登録部

105 会員登録部

106 会員登録部

107 会員登録部

108 会員登録部

109 会員登録部

110 会員登録部

111 会員登録部

112 会員登録部

113 会員登録部

114 会員登録部

115 会員登録部

116 会員登録部

117 会員登録部

118 会員登録部

119 会員登録部

120 会員登録部

121 会員登録部

122 会員登録部

123 会員登録部

124 会員登録部

125 会員登録部

126 会員登録部

127 会員登録部

128 会員登録部

129 会員登録部

130 会員登録部

131 会員登録部

132 会員登録部

133 会員登録部

134 会員登録部

135 会員登録部

136 会員登録部

137 会員登録部

138 会員登録部

139 会員登録部

140 会員登録部

141 会員登録部

142 会員登録部

143 会員登録部

144 会員登録部

145 会員登録部

146 会員登録部

147 会員登録部

148 会員登録部

149 会員登録部

150 会員登録部

151 会員登録部

152 会員登録部

153 会員登録部

154 会員登録部

155 会員登録部

156 会員登録部

157 会員登録部

158 会員登録部

159 会員登録部

160 会員登録部

161 会員登録部

162 会員登録部

163 会員登録部

164 会員登録部

165 会員登録部

166 会員登録部

167 会員登録部

168 会員登録部

169 会員登録部

170 会員登録部

171 会員登録部

172 会員登録部

173 会員登録部

174 会員登録部

175 会員登録部

176 会員登録部

177 会員登録部

178 会員登録部

179 会員登録部

180 会員登録部

181 会員登録部

182 会員登録部

183 会員登録部

184 会員登録部

185 会員登録部

186 会員登録部

187 会員登録部

188 会員登録部

189 会員登録部

190 会員登録部

191 会員登録部

192 会員登録部

193 会員登録部

194 会員登録部

195 会員登録部

196 会員登録部

197 会員登録部

198 会員登録部

199 会員登録部

200 会員登録部

201 会員登録部

202 会員登録部

203 会員登録部

204 会員登録部

205 会員登録部

206 会員登録部

207 会員登録部

208 会員登録部

209 会員登録部

210 会員登録部

211 会員登録部

212 会員登録部

213 会員登録部

214 会員登録部

215 会員登録部

216 会員登録部

217 会員登録部

218 会員登録部

219 会員登録部

220 会員登録部

221 会員登録部

222 会員登録部

223 会員登録部

224 会員登録部

225 会員登録部

226 会員登録部

227 会員登録部

228 会員登録部

229

提 言

組織があることの喜びをわれら共通の喜びとす

中居朝夫

◇私の経験から ◇

一大青税に内在する問題点
大阪合同青年税理士連盟（大青税）は、昭和三十九年二月二十二日大阪青年税理士クラブ発足以来五年目を迎えている。千名近い有資格者のうち、現在四百数十名の入会者を擁する組織に発展している。然しこの四百数十名の会員数は三年前の大青税発足当時の会員数三百四十名と比較して考へるとき、今ここで大青税に内在する組織上の問題点を一考するも意義あることと考える。

一二府四県の大世帯
大青税は発足以来、大阪管内二府四県を守備範囲とする大世帯である。それだけに、この広範囲の青年税理士を一丸とする組織活動には、なみなみならぬ努力を必要としたわけである。このような

現実に立脚して大青税は大阪支部に重点をおくことになってきた。三支部をまとめるため本部においても本部独自の活動が行なわれた。本部支部共々組織は、総務部、広報部、研究部、経営相談部厚生部の五部に分けられ、それぞれの事業計画に基いて活動が行なわれた。

一出席率の低下が示すもの
確かに選任された役員は、各々開業日の浅い事務所經營を犠牲にしての活躍であった。にもかかわらず、敢えて今ここに組織拡大強化の問題を考えようとするのは、五年目にしての今日各種研究会、経営相談会、親睦会に出席する人員が会員数に比して甚だ少なく、常時出席する人は出席し、欠席する人はいつも欠席するという現象に見られるよう、何か一方的に偏しているやに感じられる現実の姿である。役員会においては、すべての機関、機会を通じて、各種会合への出席呼びかけ、総務部においては、例年組織の拡大強化の問題を真剣に考え続けて来ていく。如何せん出席率の低さは一向に改善されない。

一人間関係の形成こそ重要
現在の税理士業界は、各種の難

問題をかかえ、激動期を迎えてゐる。会員は勿論のこと、未入会員も等しく若さと情熱に燃える青年税理士の組織化なしには青税連の組織拡大はあり得ない。そのため具体的な方法として提言した次第である。しかも一、二時間の形式的な懇親というのではなく、研究会等も兼ね昼夜さんを共にする所經營がまず第一で、組織活動に力をそそぐ余力が弱いのではないか。否、必ずしもそうとは考へない。組織にとって最も重要なことは、事業内容もさることながら、人間関係の結びつきにあるといつても決して過言でないと考へる。常時各種会合に出席するものは、その間にまた得がたい人間関係を形成している。回を重ねるたびに、一層不動の關係へと重みを増していく。新人はなかなかその人間関係に突入するのに抵抗を感じるのでないだろうか。私はこのへんに組織発展を阻害している要因があるのではないかと思ふ。

一そこで私は提言したい。
★「先生!!」金百円なり
大阪支部 田中成人
いつだつたか、初めて研究部主催の催しに、テーマに誘われるままぞかし堅苦しいものだろうと恐る恐る先輩に引っぱられて同席した。結果は予想外の雰囲気で終始ながらに進められ、親しみの言葉が、誰彼無しに交わされ、おどろき、わわれの組織があることの喜びを会員の共通の喜びとするため、更に未入会会員の喜びとするためにも一段の努力をおしあげるべきだと……。私はそのために今一番必要なことは、われわれに最も関心の高い諸問題

一、業界をとりまく諸問題
1 税理士法をめぐる諸問題
2 日税連に内在する諸問題
3 各単位税理士会内の諸問題
4 地域支部部会の在り方
1 青年税理士連盟の在り方
1 青年税理士の理想像
2 組織の在り方
3 情宣活動の在り方
4 青税連に対する批判
5 青税連に対する要望
1 税理士事務所經營の在り方
2 税理士事務所經營の在り方
3 顧問先獲得の方法（苦心談）
4 顧問先への闇与方法（サービス）
5 税理士間の連携性協調性
6 税理士間の連携性協調性
等々について、青税連の末端組織

☆「先生!!」金百円なり
大阪支部 田中成人

は、お互いに「先生」なる用語はタブーとされ、もし此の発言がなされた場合、申し合せ違反として罰金百円也を課出すること、だそうだ。このユーモアにより仲間意識を再認識出来た感を抱いた。その後忘年会が開かれ、席上に清酒の一斗樽がデンと据えられた。幹事の弁によると、この資金がなんと一年間の「先生！」にかかる。ところがある発言者が、問答に熱が入った余り、ふと「先生！」を口走った。とたんに席上から「百円」が連呼され、卓上に「金百円也」が出された。先輩の説明によると、大青税の会員間で

である支部単位の地域研究会懇親会を開催し、支部単位の青年税理士の人間関係の形成と連帯性の高揚のために邁進すべきだと思う。つまり、末端の会員、未入会員の組織化なしには青税連の組織拡大はあり得ない。そのため具体的な方法として提言した次第である。しかし、二時間の形式的な懇親というのではなく、研究会等も兼ね昼夜さんを共にする特別会費を徴するだけの、それだけに組織あげての情熱をそそぎ、業界の発展に通ずるのではないか。敢えて提言する次第である。

全国青年連

名古屋版

研修部事業計画について

研修部長

森 野 弘

会員数	現在
43. 6. 1 会 加	120名 長 武 茂

私は税理士業務を行なう者は常に読み、聞き、そして体験することによって研鑽に努めなければならぬと考えております。

青年税理士連盟が発足した目的

が、(1)会員相互の親睦、(2)税法そ

の他の研修、(3)税理士会の発展な

らびに税理士の社会的地位の向上

と規約第二条に掲記されています

が、この三大目的のうちの一つが

研修であることは私共税理士業務

に研修がいかに重要であるかを知り得ます。それが自ら税理士の品

位と向上と税理士の社会的地位の向上に資するものと考えます。

次に研修部の基本方針と年度計

画を御報告します。

基本 方 針

一、連盟会員はそれぞれ業務の中

心として活躍の方が多いため甚だ

多忙であることおよび税理士会研

修部との重複をさけるという意味で一般的な集合受講研修はなるべく避けたい。

二、会報ができるだけ活用して研

修資料等を掲載できるよう広報部に協力を要請する。

三、研修のテーマは税法について

は具体的な実務問題、経営知識、

商法関連問題、時事経済並びに税

理士事務所の経営等に重点を置く。

四、会員は勿論本会会員、事務所

職員、関係会社職員等も受講でき

るような講演会を開催する。

年 度 計 画

一、会報を通じて研究テーマを募

ること。

二、本会各支部月例会においての

質疑事項について署の回答を付し

て各支部所属委員は資料を研修部

へ提出、研修部は資料として委員会で検討する。

三、再調査、審査事案について全員の協力を得て数多く事例を収集

資料として整理検討する。

四、前記それぞれの検討は研修部委員において調査研究することにし、不十分なものについては関係

局署に質疑回答を得て発表する。

五、前記の資料により調査研究検討した事項については支障のない範囲で会報に掲載し、会員の意見を聞き、また会員の研究の参考に供する。

六、年間ににおける集合受講研修は二回を予定している。

連盟の事業として総会以外に会員多数の集合される時は少ないので各部においてこの機会を利用し

て事業の推進を計画されることが望ましい。

▼研修部より会員の皆様へのお願ひ

資料がありましたら尚結構に存じます。例えば法人税法借地権の問題、所得税法事業専従者給料の問題等。

一、問題の多い実務的な研究課題等をお寄せ下さい。実例等について

資料がありましたら尚結構に存じます。例えば法人税法借地権の問題、所得税法事業専従者給料の問題等。

對話の場

深浦道正

しきかし、現実にはなかなか



二、役員報酬につきまして特異な事例（例えば兼務役員支給基準支給時期等）がありましたらお知らせ下さい。また損金算入、不算入の判定との関連を考えてみたいと思います。

三、各税について再調査、審査請求がある場合はその決定についてその内容をお知らせ下さい。研修資料として活用したいと思いません。

四、余談であるが、今日テレビが一〇〇%近く普及したのは、テレビの持つ同時性・単一性という特性が、時間的地域的偏見を解消したからだといわれます。青税連の対話の場としてテレビを利用する事が出来れば最善であろうが、先ず、これは

この対話の場がえられないことが多い。ブロックあるいはグループの小人数ならともかく、全国的なひろがりを持つ場合にはなかなか困難な問題である。

五、この対話の場がえられないことには大きなズレのない同世代をもつて構成されている。青年であるがための新鮮な知識を互に吸収し、心ときなく話し合える共通の広場として育てあげ、いつも充実したものにして行けたらと思うのである。

六、そこで、次善の策として、この会報を対話の場として、心ときなく話し合える共通の広場として育てあげ、いつも充実したものにして行けたらと思うのである。

発足以来、全国組織を 想定——会則私案検討済

組織部 吉富六石

全青税の結成を喜びながら、名青税の動向、「組織部」の活動を中心にお伝えいたします。

1. 組織の強化と拡大に

ついて

名青税の組織は、その発足前、既に現在の連盟支部がそれぞれ独自の青税組織としてあり、運営されていた。これら現支部単位の既成小会が大合同するという形で連盟は結成されたのである。

従って、結成時に、青年税理士の殆ど全員が組織化されており、現在は、新規登録会員に対する支部単位の入会勧説程度で、組織拡大の目的はこと足りていい。

しかし、一面で、既述のように小規模会の合併、合併の形で名青税の組織づくりはすすめられたので、当初より、单一会でありながら実際上は小会の連合的性格が依然残されており、連盟としての意志統一の、ある意味での障害となっている。この点、総務部、企画部との連携により、会則の部分的なおしなどを通して打開策を検

討しているが、これは依然、名青税の組織内に残る問題の一つである。

2. 渉外諸問題

名青税はスタート以来、このたびの全青税を想定して、早くから積極的参加の基本線が承認され、組織部において、全青税会則私案の検討などがすすめられていた。なお、一昨年来態度を保留している岐阜青年税理士クラブについては、昨春から度数にわたりその代表者との懇談を重ねているが、依然結論は出ていない。

今後の岐阜との話し合いは、当連盟との合流の件は暫く預けておいて、当面、全青連への参加呼びかけを主体として継続して行きたいと考えている。(なお、全青税結成の要旨は既に伝達済み)

東海青税有志との接触の状況ならびに今後の話し合いの方向は、岐阜青税に対するそれと同様である。

法改正と青年税理士

林 実

税理士業界の十年後、二十年後の姿、およびあるべき状態を想像した場合、青年税理士が税理士法改正、商法改正にもっと真剣に取り組まなければ、税務代理も満足に行なえなくなるのではないかと危惧しているものである。

税理士総数一万六千名の構成内容は試験合格者、税務代理士、特別試験合格者、試験免除者、資格認定、公認会計士等と正に種々離多である。そのため、この業界特有の思想および行動の統一による

税界アラカルト

チヨツとひとこと

うとするとどうして成果が上らない。大

△独創は模倣より始まる 新規に登録された多数の昭和生まれの税理士諸君が、まず第一に考えることは、どうしたら先輩諸先生の如きが得意先を確得し、この道で生計を立てて、あわよくばそれ相当の産と名を成さん志すことである。しかしながら現実の税理士稼業は、そんなに簡単なものではなく、甘くもない。待ちうけているのは心細さと、孤独感である。だが必ずしも観察するに及ばない。最初から独創的な仕事をしよう。

成したければ、業界における大先生の今まで辿つて来た方法をよく研究して、ソックリそのまま真似をすれば、最短距離での成功へのアプローチとなる。そのままでいけば、最短距離の成功へのアプローチとなる。模倣から始めて独自のものを創り出すことが効率がよい。「最小の費用で、最大の効果を」の経済原則にのった方法こそ新人に最適ではなかろうか?

△蒸発防止には、今後は試験合格者が増加し、その数も従来と比較出来ない加速度的な増加量と予想される。

業務は成立しない。社会保険の事務手続も中小企業指導者として、当然付随業務として不可欠のものである。

今更ながら会計業務を第二条に挿入するとか、監査役も税理士が適格者であるというのがおかしい

積極的な運動はなかなか展開出来ない。また悲しむべきことか、嬉位のもので、現在、ワイワイわらいで、付隨業務に入つておらぬいことかわからないが、現況でどうにか食つて行けるため、かと驚いておるようなことであろう。

税理士法第二条のみの税務代理、申告、相談等の業務だけでなく、中小企業者の税務、会計、経営の良きコンサルタントとして全国的に活躍しており、会計業務なしでは税理士

五年先、十年先の業界のあるべき姿を想定し、それに合つた長期計画のもとに毎日を積み重ねて行かれなければ、時代の変遷についてゆけなくなることは明らかである。自らの利益にとらわれて、税務代書人の仕事に奔走したり、若さにまかせて、帳面屋の仕事にあふれると、新しい知識を吸収されると、新しい知識を吸収するどころか、若いエネルギーをすっかり消耗しつぶして、蒸発者の仲間入りを余儀なくされよう。

スペシャリストの眞の意義を探究して、専門的能力を駆使することによって飯が食べれるようにならねばいけない。



資料

研究会の報告

昭和四十三年一月以降行なった研究部開催の講演とその内容を、この創刊号の紙上をお借りしてご報告申しあげ、今後各単位会相互研究の資と致します。（文責宅野）

【研究課題】

若い人のものの考え方

（講師）朝日新聞論説委員

扇 正 造

要旨 人間がものを考えるには、単純に考えることと深く考へることがある。この深くものを考へることを図表を例に採ればタテの座標として時間や歴史があり、ヨコの座標として空間や地理がある。全体をよく見、考へることが深くものを考へるという重要さに結びつく。

明日の人間像を描き今日の青年像とその価値体系について一般的な標本をさし出して、日本の青年が今後どのような目標に進まなければならぬかを考えてみよう。民主主義的ルールを身につけてきた。

ある中学の二年生は、夏休みに海へ行くことを採択した。しかし

がなら、討論しているうちに海に

頭の回転が早い。三、頭の回転が早いことは機

能的になつたということである。

その機能的という意味は

(1) 条件反射的である

(2) 表面的皮膚的である

(3) ホイホイ型（マル・チヨイ型）である。

これは人間の指向の推移からも判断できる。

（1）内部指向型

（2）伝統指向型

（3）他人指向型

現在の日本において条件反射、

それも他人指向型によるもの考

え方が多勢を占めてきたことも事

実といえる。問題は「教育」すな

わち問題意識をどういう型で本人

に自覚させるかにある。

アメリカにおける三百社の経営

陣についての調査によれば、若い

人に仕事をさせるとき

（1）何々の仕事を何時までにど

のようにしてよ

（2）それをするにはどのような

方法を探ってもかまわない

（3）仕事に困難な問題があつた

ら相談にこい

右の三つの条件を八五%の人々

が必要であるとしている。日本で

はどうであろうか。このうち（2）に

ついてふれていない。このため若

い人々は創造力を作る機会に恵ま

れていない。それゆえ若い世代

の発想の芽が出れないでいること

も事実である。このことは苦勞と

経験を重ねた人々が先入観によつ

て支配され、偏見によつてものを

像が作られている。

戦前と戦後の人生観の変化は何

に基因するのであろうか。

それは二つの要素から成り立つ

ている。

（1）人間中心主義

（2）生活をエンジニアするために働くこと

このことはコップの中の平和

につけている。通常、ある行為は

ある種の反対給付を要求する。で

は、何ごともただガメツク守銭奴

である。このことは苦勞と

経験を重ねた人々が先入観によつ

て支配され、偏見によつてものを

像が作られている。

これは人間の指向の推移からも判

断できる。

父親が子供に煙草を賣いにやる。

父親は非行化防止を計つてつり錢

を要求する。子供はつり錢を父親

に出さない。子供の言い分は父親

しか用のない煙草の使行ったの

だから、当然その使の報酬を得て

よいとの判断が成立する。反面、

母親がオデンの材料を買つよう使

に出す。すると子供は母親につり

錢を出す。父親がその理由を正す

と、子供は「家中の者が皆一緒に

たべるのだから、使賃を入れると

皆高い物をたべることになる。だ

からつり錢は母に出すべきだ」と

いう。

五、小市民的幸福。

現代における若い男性に幸とは

何を望むかを聞いてみた。その幸

の条件は

（1）ダイニングキッチンと二間ある

家に住み

（2）マイ・カー（自家用車）を持ち

（3）マイ・カーチャン（妻）が居て

四子供が一・八人いること

との結果がでた。それは静かなヒ

ューマニシスムとしてのマイ・ホー

ム主義（自宅主義で持家であると

限らない）があり、2DKの人間

像が作られている。

これは民主主義的ルールを身につけてきた。

ある中学の二年生は、夏休みに

海へ行くことを採択した。しかし

がなら、討論しているうちに海に

頭の回転が早い。

三、頭の回転が早いことは機

想の必要性を重視しないからと

考へ、次元の違う次元をかえた發

想法の必要性を重視しないからと

考へ、次元の違う次元をかえた發

想法の

連盟規約

△ 全国青年税理士連盟規約

第一條 本会は全国青年税理士連盟と称する。本会の目的は左記の通りとする。

第一条 本会の目的は左記の通りとする。

第二条 1. 会員相互の研修、連絡資料交換、提携

2. 会員相互の親睦化

3. 税理士制度の発展強化

4. 本会は各青年税理士連盟をもって組織する。

5. 本会の事務所は東京都におく。

6. 本会に次の役員をおく

1. 代表幹事 1名

2. 副代表幹事 若干名

3. 監事 若干名

4. 代表幹事は本会を代表し会務を統理する。副代表幹事は代表幹事を補佐し、代表幹事事故あるときは副代表幹事の互選によって代表幹事の職務を行うものと定める。

5. 本会の役員は代議員総会において選任し、任期は一ヵ年とし再選を妨げない。但し補欠選任者は前任者の残任期間とする。

6. 本会の会議は定期代議員総会、臨時代議員総会、幹事会とする。会議の招集は代表幹事が行う。

7. 第八条 第七条

第六条 第五条

第四条 第三条

第三条 第二条

第二条 1. 会員相互の研修、連絡資料交換、提携

2. 会員相互の親睦化

3. 税理士制度の発展強化

4. 本会は各青年税理士連

5. 本会の事務所は東京都におく。

6. 本会に次の役員をおく

1. 代表幹事 1名

2. 副代表幹事 若干名

3. 監事 若干名

4. 代表幹事は本会を代表し会務を統理する。副代表幹事は代表幹事を補佐し、代表幹事事故あるときは副代表幹事の互選によって代表幹事の職務を行うものと定める。

5. 本会の役員は代議員総会において選任し、任期は一ヵ年とし再選を妨げない。但し補欠選任者は前任者の残任期間とする。

6. 本会の会議は定期代議員総会、臨時代議員総会、幹事会とする。会議の招集は代表幹事が行う。

7. 第八条 第七条

第六条 第五条

第四条 第三条

第三条 第二条

第九条

代議員総会は本会運営に関する事項を決議し幹事会は代議員総会の決議に基き会務を執行する。

代議員選任規程

第一条 (選任の対象)

本連盟の代議員は会員の中から選任する。

第二条 (選任の方法及びその数)

1. 各単位会における会員の互選により選任するものとし、その数は各単位会の定数を五名とし、更に会員數二十名につき一名を加えるものとする。

2. 会員の数は本連盟会則第一五条を準用する。

3. 但し、本規程施行後第一回の代議員選任の基準となる会員数は、昭和四十二年十一月十八日現在の実数を基準とする。

4. 但し、本規程施行後第一回の代議員選任の基準となる会員数は、昭和四十二年十一月十八日現在の実数を基準とする。

5. 但し、本規程施行後第一回の代議員選任の基準となる会員数は、昭和四十二年十一月十八日現在の実数を基準とする。

6. 但し、本規程施行後第一回の代議員選任の基準となる会員数は、昭和四十二年十一月十八日現在の実数を基準とする。

7. 但し、本規程施行後第一回の代議員選任の基準となる会員数は、昭和四十二年十一月十八日現在の実数を基準とする。

8. 但し、本規程施行後第一回の代議員選任の基準となる会員数は、昭和四十二年十一月十八日現在の実数を基準とする。

9. 但し、本規程施行後第一回の代議員選任の基準となる会員数は、昭和四十二年十一月十八日現在の実数を基準とする。

10. 但し、本規程施行後第一回の代議員選任の基準となる会員数は、昭和四十二年十一月十八日現在の実数を基準とする。

11. 但し、本規程施行後第一回の代議員選任の基準となる会員数は、昭和四十二年十一月十八日現在の実数を基準とする。

12. 但し、本規程施行後第一回の代議員選任の基準となる会員数は、昭和四十二年十一月十八日現在の実数を基準とする。

13. 但し、本規程施行後第一回の代議員選任の基準となる会員数は、昭和四十二年十一月十八日現在の実数を基準とする。

14. 但し、本規程施行後第一回の代議員選任の基準となる会員数は、昭和四十二年十一月十八日現在の実数を基準とする。

15. 但し、本規程施行後第一回の代議員選任の基準となる会員数は、昭和四十二年十一月十八日現在の実数を基準とする。

16. 但し、本規程施行後第一回の代議員選任の基準となる会員数は、昭和四十二年十一月十八日現在の実数を基準とする。

17. 但し、本規程施行後第一回の代議員選任の基準となる会員数は、昭和四十二年十一月十八日現在の実数を基準とする。

18. 但し、本規程施行後第一回の代議員選任の基準となる会員数は、昭和四十二年十一月十八日現在の実数を基準とする。

19. 但し、本規程施行後第一回の代議員選任の基準となる会員数は、昭和四十二年十一月十八日現在の実数を基準とする。

20. 但し、本規程施行後第一回の代議員選任の基準となる会員数は、昭和四十二年十一月十八日現在の実数を基準とする。

21. 但し、本規程施行後第一回の代議員選任の基準となる会員数は、昭和四十二年十一月十八日現在の実数を基準とする。

22. 但し、本規程施行後第一回の代議員選任の基準となる会員数は、昭和四十二年十一月十八日現在の実数を基準とする。

23. 但し、本規程施行後第一回の代議員選任の基準となる会員数は、昭和四十二年十一月十八日現在の実数を基準とする。

24. 但し、本規程施行後第一回の代議員選任の基準となる会員数は、昭和四十二年十一月十八日現在の実数を基準とする。

△ 編集後記

担当役員のお骨折りで今般、機関紙発行に至ったことは喜びに堪えない。東京、大阪、名古屋と地理的に広範囲のため、また創刊であるため企画してから会員の手許に配るまで予想外の日数を要し、発刊を担当した者として、汗の至りである。(小路)

全国で喜ばれています。

ご信頼いただい十年になります。

顧問先配布用 「月刊 会計ニュース」を是非ご利用下さい。

日税連編集「税理士会の簡易帳簿」 発売元
会計事務所専用 N K T 書式
東京税理士会・大阪合同税理士会制定の業務書式印刷



日本経営通信社

本社 東京都新宿区諏訪町227
電話 (361) 6531・6205 (363) 3401
支社 大阪 (251) 8928・2281~4
別府 (3) 0 5 1 0

—ご報いただければ
見本・案内書恵送いたします。—